

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます！

「新成人」は悪質業者のターゲットに！

未成年者が保護者の同意がない契約をした場合は原則、その契約を取り消すことができます。そのため、悪質業者は、社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成人」をねらいます。

2021年度に、

- ・大学1回生（19歳）
 - ・高校3年生（18歳）
 - ・高校2年生（17歳）
- ➡ **2022年4月1日から成人**
➡ **18歳の誕生日から成人**

保護者の同意なしでできること

- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
 - ・携帯電話を契約する
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ローンを組む
- など

こんな契約トラブルに要注意！

【定期購入トラブル】1回だけのつもりが定期購入になっていた…。

SNSの広告でお試し価格100円のサプリを注文した。その後は注文しなかったのに、1か月後に同じ商品が届き、定価3,000円の請求書が入っていた。慌てて事業者に連絡すると、広告には6か月の定期購入であることが明記されているため、7か月目以降にしか解約できないと言われた。

あなたの「気づき」「見守り」が若年者の消費者トラブルを未然に防ぎます。

困ったときは相談してください！！

保護者の方からも相談できます。

音声ガイダンスに従って
郵便番号を入力するだけ

最寄りの消費生活相談窓口につながります



消費生活相談窓口は、県内の全市町村や県にもあります。

安八町での相談は毎月の消費生活相談をご利用ください。（関連 P.16）



県民生活相談センターは
058-277-1003

☎ 岐阜県環境生活部 県民生活課 ☎058-272-8204

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、一世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯 ①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）に安八町に住民票があり、世帯全員の令和3年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降の家計が急変し、住民税（均等割）非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

*①、②に該当する場合であっても、その世帯全員が、令和3年度の住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。

支給額 対象世帯一世帯あたり **10万円**

申請方法 ①住民税非課税世帯 2月初旬に、確認書などを郵送します。同封の返信用封筒で返送してください。

②家計急変世帯 **自己申請**になります。申請書は町ホームページでダウンロードしていただき、福祉課窓口へ申請してください。（郵送可）

☎ 福祉課 ☎64-7104